

その他のヒアリング項目について

1 基礎自治体による被害者支援の取組とその方策

(1) アメリカにおける基礎自治体の被害者支援について

アメリカの基礎自治体において、被害者支援に特化した取組はないと思われる。犯罪被害に特化した支援は、基本的に、警察や検察、司法機関の問題であると認識されており、それをサポートする民間団体によって行われているため、基礎自治体に求められていることは、助成金という形で民間団体を支えることや、犯罪被害者補償制度 (crime victim compensation program) の窓口を民間支援センターに確実に開示するなどのサポートであり、おそらくそれで基礎自治体の役割は足りると考えられている。

犯罪多発地域においては、基礎自治体において窓口があるのかもしれないが、その地域は、被害者のケア以前に、割れ窓理論 (broken windows theory)¹ ではないが、ドラッグの売買や廃墟などが課題ではないかと思われる。

ただし、年金や、障害者向けのサービス、フードスタンプ等の生活や福祉の分野についての相談窓口はある。

(2) イギリスにおける基礎自治体の被害者支援について

Victim Support が活動していること、また地方の行政機関の場合、自治体警察が力を持っていることもあり、いわゆる市役所等の行政機関は、表面的には被害者対策を行っていない。

ただし、市民相談所 (Citizen's Advice Bureau) が、犯罪被害者専門ではないものの、就職や住宅問題などの一般的な市民相談の一つとして行っている。

また、多くの自治体が、地域社会における生活状態を改善し、法益侵害を減少させ、あらゆる機関による早期の対応を図ることで税金を節約するために、フリーガン等の反社会的行動によって被害を受けた人々に対して、「被害者を守る騎士」(Victims Advocates) としての支援を行っている。ただし、Victim Support に委託して実施している。

なお、資料3－3記載の「警察及び犯罪コミッショナー (Police and Crime Commissioners)」の今後の動向が注目される。

¹ 1つの割れた窓が放置されることは、当該行為が住民による非難につながらないことや住民相互の尊重心や市民としての義務感が薄れていることを意味しており、これを契機として地域環境の荒廃が広範化し、犯罪の増加がもたらされ、防犯環境への意識が低下し、一層の荒廃をもたらすとする理論。

(3) ドイツにおける基礎自治体の被害者支援について

市役所等の行政機関で行っている犯罪被害者支援の取組は把握していない。ただし、ドイツ滞在時に訪れた市役所のホームページを調べた限りでは、DVに関する情報が掲載されていたため、男女共同参画の観点から行っている部署があると思われる。

しかし、具体的な支援等については、外部の民間の被害者支援団体（女性の家）のホームページにリンクが張られているため、恐らくは業務範囲ではなく、事件の端緒を把握した場合には、担当部署が支援団体と連携して、支援等を進めることになるのではないと思われる。

※なお、ベルリン市における取組については、本資料の「7 弁護士による支援の在り方」に追記

2 原因者（加害者）による損害賠償の実現のための支援の在り方

(1) アメリカにおける状況について

アメリカもほとんどの加害者に資力がないため、加害者から賠償を得ることは期待できない。このため、犯罪被害者補償制度（crime victim compensation program）でカバーしているのが実情である。

犯罪の中身によっては弁償命令が出されることがあるが、それは加害者が割った窓ガラスの弁償等の原状復帰命令である。このため、被害者は弁護士を雇って、民事訴訟を起こすことになる。ただし、アメリカの場合は、被害に遭うのは貧困層が多く、弁護士を雇って高額の損害賠償を請求することは困難であり、また、支援センターも民事的な部分については、基本的に関与していない。

(2) イギリスにおける状況について

イギリスでは、損害賠償命令が制度化されているが、日本の損害賠償命令とは異なり、刑罰として課されることになる。

なお、本項目の直接の回答ではないが、経済的支援の大きな動きとして、2012年（平成24年）に、被害者補償制度が大きく改正された（本資料において、後述。）。

(3) ドイツにおける状況について

ドイツも日本と同じように、民刑が峻別されている。ほとんどの事件の場合、加害者が資力に富んでいないケースが多いため、被害者が加害者からの

賠償によって損害を回復していくことは、事実上ほぼ不可能なのが現実ではないかと思われる。

ドイツでは、わが国の刑事訴訟法とは異なり、刑事訴訟において被害者の損害を回復することのできる制度が存在している。例えば、刑事訴訟法403条以下には、「付帯私訴制度（Adhäsionsverfahren）」が定められており、被告人に有罪判決が言い渡される場合に、当該裁判所がその被告事件から生じた民事上の損害についても、同時に判断することができる。

しかし、この制度は理念としては好ましいものの、実務上、ほとんど使われておらず、また学者からもあまり評価されていない。使われていない理由の一つとして、過失の場合、民事と刑事の判断の水準が異なり、刑事で有罪判決が言い渡されないと、民事の判断ができない構造になっていることが考えられる。一般的に、民事の方が刑事に比べて、過失が認められるためのハードルが低くなっており、民事で損害賠償責任を負うような場合であっても、刑事では過失が認定されず有罪にならないことがある。

また、ドイツの場合は、片足や片目を失った場合の損害賠償額が決まっているにも関わらず、実務上、裁判官の負担になり、民事上の判断までなされないことが多い。なお、司法修習の段階から、実務法曹自身の関心が刑事系と民事系に分かれていることも影響しているとの指摘もある。

また、弁護士側の理由として、被害者の代理人として、刑事訴訟に参加した上で、付帯私訴を行った場合は、事件数が1件とカウントされるため、報酬も1件分しか得られないが、刑事訴訟と民事訴訟を分けて担当した場合、2件分の報酬を得られることが挙げられる。また、実際のところ、強制力を用いて証拠収集をして真実を発見した刑事訴訟で確定判決を経ってから民事訴訟を提起したほうが、原告としては、損害賠償の請求権が立証しやすいという戦略的な判断もある。したがって、付帯私訴については、理念としては評価できるし、立法者も改革を行っているものの、実務では、いまだに無視された存在であり、死んでいる法や、見せかけの存在といった酷評がなされている。

むしろ、損害賠償の実現のため、付帯私訴を使わずに通常の民事訴訟を提起する前段階で、刑事訴訟への「訴訟参加制度」を活用していることが興味深い。この制度は、殺人、強姦・性的強要といった、個人の生命・身体に対する重大な犯罪に遭った被害者が、検察官が公訴を提起した場合に、訴訟主体として公判に参加する制度である。

例えば、検察官が傷害致死で起訴をしても、訴訟参加人は、殺人という公訴事実を立証するための訴訟活動を行うことが可能であり、検察官が控訴を申し立てなくても、訴訟参加人が控訴を申し立てることもできる。検察官と

同一のベクトルではない訴訟行為でも許されるという点で、日本の被害者参加制度とは異なる。

本制度は、公訴が提起される前に参加を申し出ることも可能であり、その場合、被害者は弁護士を通じて訴訟記録を閲覧することができる。事前に事件の内容を把握することで、民事訴訟を提起するための準備することができる。

このため、ドイツでは、被害者の損害回復は、犯罪被害者補償制度によって行われているのが実情である。そのため、被害者の損害回復に関する支援の関心は被害者補償制度に向かいやすい。

3 国外で犯罪被害に遭った自国民及びその家族への支援とその連携の在り方

(1) アメリカ（チェスター郡の犯罪被害者センターの取組について）

把握している限りでは、海外で犯罪被害に遭った場合は、被害者センターは連絡がとれる範囲で、海外の関係機関と連携をとる努力を行っているようである。相手国にもよると思うが、例えばイギリスの場合だと、Victim Support があるため、連絡を試みることである。また、本国の家族の希望（現地への渡航等）に沿った支援や、帰国後のサポート体制（カウンセリング等）を整えておくことになる。

(2) イギリス（経済的支援について）

イギリス国外で被害に遭った国民及びその家族に対して、イギリス本国からの経済的支援はないものの、EU圏内であれば、それぞれの国において被害者補償制度があるため、当該国の補償を受けられるように情報提供等の支援がなされる。（ただし、国外でテロ被害に遭った場合には、イギリスからの支給制度がある。）

(3) ドイツ（経済的支援について）

国外で被害に遭った自国民・その家族に対しては、犯罪被害者補償法の規定（3条a）により、一時金の支給がなされる。これは、犯罪被害者補償法は、国が犯罪を予防できなかったため被害者に補償を行うという考えがあり、その責任が国外に及ぶことはあり得ないことが前提にあるが、被害者の窮状を考慮し、政策的な理由で一度限りの支給を行っているものと考えられる。

ただし、ドイツ国外で被害に遭った場合であっても、基本的には、被害を受けたことと健康状態の悪化の間に因果関係があることが客観的に証明さ

れなければならない、国外での犯罪被害をドイツ政府が把握することは基本的には困難であるため、当該国の捜査機関の捜査能力に左右される（ただし、E U圏内の犯罪被害であれば、各国ともE Uに加盟する際に最低限の司法水準が確認されている。）。

4 自国で犯罪被害に遭った外国人に対する支援とその連携の在り方

(1) アメリカ

アメリカにおける取組については、資料3－2参照。

(2) イギリス

イギリス国内で犯罪被害に遭った外国人については、2008年スキームの「犯罪被害者補償制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme)」では、旅行者も対象にしていたものの、2012年スキームでは、イギリス国内に6か月以上居住していることを支給の条件とした。

なお、Victim Support は、自国民に限らず支援を行っており、外国人に対しては情報提供等を行っている。

(3) ドイツ

外国人に対する犯罪は、①外国人旅行者に対する犯罪と、②定住している外国人に対する犯罪の2つに分けられる。外国人旅行者に対する犯罪は、置き引き等の窃盗が多く、警察官を装った人から財布の提示を求められ奪われるケースもある。それに対して、ドイツに定住している外国人は、労働者として受け入れられたトルコ人が多く、言語の問題、反撃が予想されないこと等により、犯罪の被害に遭いやすいとのことである。

白い環では、多言語によるパンフレットを提供しており、ドイツ語、トルコ語、イタリア語、ロシア語、スペイン語、英語、ポルトガル語、フランス語、中国語などで、被害を受けた場合の手续や支援先などを紹介している。

なお、興味深いものとして、ドイツでも、最近、いわゆるイスラム国が台頭している。その思想に共鳴する者は、ドイツから出国して外国で戦闘活動を行う場合もあるが、近年、ドイツ国内の一部の都市において、その思想を実現するために、都市の中に「国」が作られた都市がある。その都市では、イスラム教の厳格な規律を強いるようなことが行われていることがある。例えば、イスラムの女性がスカーフを着用しないでいると、ドイツ国内では処罰されない行為であるにも関わらず、自治団・自警団により私刑が科せられる等といったことがあり、大きな社会問題になっている。

EUの構成国の国民や、相互保障のある国の国民であれば、ドイツ国で犯罪被害に遭った外国人に対しても、同様に経済的支援を受けることができる。

(参考) 白い環の多言語によるパンフレット



パンフレット① 7か国語対応
(約 21 cm×14.5 cm)



パンフレット② 16か国語対応
(約 10.8 cm×7.7 cm)

5 被害直後の緊急的なニーズに対する支援策（一時金等）について

(1) アメリカ（チェスター郡の犯罪被害者センターの取組について）

緊急的なニーズに対する支援については、被害者が生活に困窮するのであれば迅速に社会福祉サービスが受けられるように、例えば、早く政府からフードスタンプが支給されるようにするなど対応することが基本である。

センターとして、一時金の給付や貸付金等の対応はないが、物資（衣服）は支給している。特に、性犯罪の場合は、被害に遭ったときの衣服が全部証拠として取り上げられることがあるので、ボランティアは、サイズがゆったりした衣服や靴など一式を車に積んでいる。これは寄附で募ったり、ボランティアが善意で用意しているものである。

シェルターやホテル等の緊急的な住居の確保については、資料3-1で述べたが、センターから被害者の友人、知人に連絡をとることもある。

アメリカの警察は、日本と異なり、緊急的な住居の確保や、性犯罪被害者の衣類などの準備は一切行わない。警察は、そのような用意はボランティアの仕事と考えており、センターに迅速に連絡することで対応している。警察から連絡があってから、センターのスタッフが被害者のもとに到着するまで

は、真夜中であっても40分以内が原則である。

殺人事件の場合は、センターにおいて、安価に葬儀できる場所をあらかじめリスト化しており、被害者の要望を踏まえて、葬儀の手配・手伝いも行う。センターのスタッフは、検視や司法解剖の状況を警察から確認し、葬儀を執り行うことができる時間を遺族に情報提供したり、1～2人のスタッフが常に被害者に付き添い、その場でニーズを把握して対応している。

(2) イギリス（困窮基金（Hardship Fund）について）

ア 概要・経緯

2008年（平成20年）スキームの犯罪被害者補償制度（Criminal Injuries Compensation Scheme）については、平成23年度の調査において調べたところであるが、2012年（平成24年）に改正があり、重度の被害者に手厚くし、軽傷の被害者には被害者補償を行わないこととなった。²

しかし、今回の被害者補償制度の改正（2012年スキーム）により、軽傷であっても経済的に負担できない被害者のために、「困窮基金（Hardship Fund）」が設けられることとなった。対象は、暴力犯罪の被害者で、低所得者であり、一時的に生活困窮となった者に対し、一時金の給付により経済的支援を行うこととしている。

ただし、これは、一時的に就業困難で障害を受けてから4日以降28日までの休業期間について、疾病給付金（Statutory Sick Pay）等、他の公的給付が受けられない場合に限られる。³

また、犯罪被害補償制度による支給が受けられないこと（第1等級1千ポンド以下の障害は対象外）、申請者が過去に有罪判決を受け執行猶予を含む刑の言い渡しを受けている場合は刑の執行済みであることが同補償制度の適用条件となることから、過去の前歴が解消されていることを要件としている。政府は、同基金に年間50万ポンド（約9千万円）を拠出している。

イ 手続・要件

² 従来の2008年スキームは、被害の程度により、1等級（£1,000）～25等級（£250,000）までの障害等級が設けられていた。しかし、2012年スキームにより、下位の1～5等級が削られ、また、これまでの6等級（£2,500）を1等級（£1,000）にするなど、これまでより重い障害が対象となった。詳しくは、「平成23年度 諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査」118頁参照。

³ 28週以内の期間、就業困難な場合には、雇用主が加入する雇用保険である疾病給付金（Statutory Sick Pay）により休業補償がなされる。なお、被害者補償制度では、28週以上の期間就業困難な場合には（29週目の第1日より）休業補償を行っている（42条～49条）。

被害者は、受付窓口である Victim Support に対して申請を行う。Victim Support は、申請可能性を判断し、犯罪被害補償審査局（CICA）に送致する。

被害者が申請に必要な事項は以下のとおり。

- ・警察に対して犯罪認定番号の照会を行うこと
- ・雇用主から週給 1 1 1 ポンド（約 2 万円）以下であることを示す給与証明書をとること
- ・自営業の場合は、直近の所得税証明書を取得すること
- ・暴力犯罪に起因する障害で連続して最低 1 週間就業困難であることについて医師の診断書を取得すること

一時金は、被害者が、事件後最初の休業 3 日を除き、連続 1 週間休んだときに支給される。

支給金額は、1 週あたり最低 4 9 . 0 5 ポンド（約 9 千円）（1 日あたり 1 2 . 2 6 ポンド（約 2 千円））、最高 3 0 6 . 6 1 ポンド（約 5 6 千円）（4 週間分の疾病給付金（Statutory Sick Pay）と同額）。である。

（3）ドイツ

白い環の活動の特徴の一つとして、被害に遭った被害者に対して、小切手を給与していることが挙げられる。この小切手により、1 回分の弁護士相談や心理カウンセリングなどを受けることができる。

6 被害者の中長期的なニーズに対する支援策（社会福祉その他の制度によるものを含む。）

（1）アメリカ

支援の現場にいた経験によるものであるが、アメリカでも財政が逼迫しており、医療や社会福祉による補償は、日本の方が充実している。また、民間保険に加入していない人も多い。このため、治療費などは被害者補償制度の枠組みを活用することになると思われる。

（2）イギリス

中長期の支援は、Victim Support が行っていると思われる。

警察による支援、検察による支援、裁判所段階での支援、刑務所からの情報提供等は、それぞれの機関が行うが、Victim Support がそれらの支援を縦断的に、統括的に、中長期の支援を行っている。ただし、具体的な支援の内容やその期間については把握しておらず、個別事情によって異なってくる

と思われる。

(3) ドイツ

ドイツでは、社会保障制度の枠内に経済的支援制度（犯罪被害者補償制度）があり、白い環も、本制度を活用して被害者支援を進めている。なお、白い環の支援活動では、個々の支援員の裁量が広いため、個別事情に応じて、その他の制度を活用しているケースもあるものと思われる。

7 弁護士による支援の在り方

(1) アメリカにおける状況について

私も、日本で様々な被害者からヒアリングを行っているが、80年代、90年代は、被害者が加害者に損害賠償請求をしたくても、加害者に資力がない場合には、勝訴しても賠償が得られないので、仕事自体を引き受ける弁護士が少なかった。しかし、最近では、被害者問題に取り組む弁護士が増えてきており、弁護士の役割や、雇用の仕方が異なるため単純には比較できないが、アメリカの弁護士では真似できないと感じている。

なお、日本のようにマスコミ対応を弁護士が行うことも、あまりないと思われる。遺族にホームロイヤーや、資力があれば、マスコミ対応を弁護士に依頼することはあり得るのだろうとは思いますが、被害者に資力がないケースが多く、そのような話は聞かなかった。

アメリカでは、日本以上に報道被害の悪影響は分かっているが、報道の自由、表現の自由があるため、日本のように警察がメディア・スクラムから被害者を守るようなことは困難と思われる。ただし、アメリカでは、被害者が声明を出すなどして主張を行うことが多く、マスコミに追いかけて回される場面は少ないようである。

(2) イギリスにおける状況について

イギリスの場合、弁護士は、法廷弁護士（Barrister）と事務弁護士（Solicitor）に分かれている。事務弁護士は（Solicitor）による支援として、刑事手続の被害者関与⁴、損害賠償、犯罪被害補償金の申請等があげられる。

(3) ドイツにおける状況について

⁴ 被害による精神的な深刻度を書面にして刑事裁判で提出する制度（Victim Personal Statement）等

白い環には、弁護士も参加しており、また弁護士の支援員の育成にも力を入れている。

ドイツの弁護士の間でも、被害者支援を行う弁護士が増加している。特に、行政と弁護士との連携については、例えば、規模が大きく州と同格の扱いを受けるベルリン市は、市が個々の弁護士に委託を行い、被害者の権利利益を擁護する弁護士制度を採用している。ベルリン市の弁護士に確認したところ、トルコ人の被害が潜在化しやすいのには、言語の問題だけでなく、ドイツの仕組みが分からないことも理由にあるからであり、弁護士としてその支援を行うとのことであった。なお、ベルリン市のホームページでは、被害者に対して、ドイツ語、その他の言語で、被害者支援や刑事手続等の情報提供を行っている。

8 刑事手続上の配慮について

(1) イギリスにおける状況について

イギリスでは、政府内務省が 1990 年に『被害者憲章』(Victims' Charter)を出して以来、刑事手続における被害者保護・支援に向けた対策を講じ、二次被害防止を図るための刑事立法や法改正、さらには刑事司法機関による被害者への配慮ある運用改善が相次いだ。前者では、被害者の意見陳述権(Victim Personal Statement)、スクリーン使用やビデオリンク方式の証人尋問等が採用され、後者では性犯罪被害者には落ち着いた環境下で事情聴取を受けられるように場所や女子支援要員を配置するなどの配慮や、出廷時に、裁判所内の待合室を被害者専用のものにし、被害者側が圧迫感を抱かないような配慮がなされるようになった。なお、上述の被害者の意見陳述権は、被害影響度について書面により法廷に出すもので、量刑意見は述べられないことになっている。この点は、アメリカの Victim Impact Statement や、法廷で意見陳述だけではなく、限定的であるにせよ被告人質問や証人尋問が可能なわが国の制度とは異なっている、

(2) ドイツにおける状況について

ア 最近の動向について

ドイツにおいては、直接主義の関係上、被害者が公開の法廷で、被告人の面前で尋問を受けることが原則となっている。

しかし、特に子供の場合であるが、日常生活では考えられない雰囲気法の法廷で自身の被害を証言することは、子供の将来の精神的な発達に影響を

与えるというデータ（白い環が公表）があり、その尋問に当たっては、通常の形態ではなく、ビデオリンク等の方法がとられるようになってきている。

また、最近、法改正があり、子供が被害者の場合には、複数回の取調べを減らすために、捜査段階あるいは公判段階において、録音・録画を行うことを義務付けることが条文上規定されている。警察署の取調室の中には、ぬいぐるみがあるなど通常の子供部屋と変わらないようになっているところもあり、そこで捜査官が被害者の子供から話を聴取し、別のモニター室で、録音・録画がされるという仕組みを持っているところもある。

逆に、このような政策をとらなければいけないのは、それだけ虐待が多いことを意味しているのだろうと思われる。なお、この方法は、虐待事案だけではなく、性犯罪の被害者の場合にも適用できる。

イ 性的虐待の被害者の諸権利を強化する法律⁵について

（ア）法律の目的

子ども及び少年の性的虐待の被害者保護を強化することを内容とするもの。

（イ）保護について

- ・複数回の証人尋問の回避（刑訴法 5 8 条 a 第 1 項第 2 号）
- ・個人的生活領域における人格権保護のための公開停止（裁判所構成法 1 7 1 条 b）
- ・判決の告知における秘匿（刑訴法 2 6 8 条 2 項 3 文）
- ・訴訟参加対象事件の被害者は被害者弁護人を選任しなければならない（国選被害者弁護制度。刑訴法 1 4 0 条 1 項 8 号）

（ウ）情報の入手について

- ・被害者の申請に基づく受刑者の出所等の情報通知義務（刑訴法 4 0 6 条 d 第 2 項 3 号）

（エ）積極的な参加

- ・証人は犯罪により受けた影響を陳述することができる（刑訴法 6 9 条 2 項 2 文）

（オ）損害回復

- ・生命、身体、健康、自由または性的自己決定に抵触することにより生じる損害賠償請求権の 3 0 年の時効（民法典 1 9 7 条 1 項 1 号）について、性的自己決定に抵触する場合には被害者が 2 1 歳になるまで

⁵ Gesetz zur Stärkung der Rechte von Opfern sexuellen Missbrauchs (StORMG) vom 26. Juni 2013, BGBl. I, S. 1805.

(同 208 条 1 文)、家庭内における性的自己決定に抵触する場合にはその家庭関係が解消されるまで (同条 2 文)、それぞれ時効の進行が停止される。